

企業結合

企業会計ナビチーム 公認会計士 内川裕介

▶ Yusuke Uchikawa

監査部門に所属し、VC業、出版業などの会計監査に携わる傍ら、書籍執筆、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に従事している。主な著書（共著）に『3つの視点で会社がわかる「有報」の読み方（最新版）』（中央経済社）がある。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビチームの発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介しています。

今回は「わかりやすい解説シリーズ『企業結合（平成25年改正会計基準）』第1回：共通支配下の取引等の会計処理（吸収合併）」の一部を紹介します。

I 組織再編行為の会計上の分類

組織再編行為の会計上の分類は、取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の三つに分類されます。

このうち、共通支配下の取引等とは、結合当事企業（又は事業）の全てが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつその支配が一時的ではない場合の企業結合をいいます。つまり、親会社と子会社、子会社同士など、連結グループ内で組織再編行為が行われた場合の企業結合が該当します。

この共通支配下の取引等には①共通支配下の取引と②非支配株主との取引があり、基本的な考え方は次のとおりです。

① 共通支配下の取引

連結グループ内での内部取引となるため、各社の帳簿価額での処理が前提となります。

② 非支配株主との取引

連結グループ外の外部取引となるため、各社の帳簿価額ではなく、時価又は取得の対価での処理が前提となります。

II 親会社の子会社を吸収合併した場合（100%子会社の場合）

▶ 設例

- ▶ A社はB社発行済株式総数の100%を保有している。
- ▶ 吸収合併存続会社をA社として、A社はB社を吸収合併した。
- ▶ B社はA社が新規設立した会社である。
- ▶ B社は設立後に当期純利益100を計上している。

<合併期日前日の貸借対照表>

A社（親会社）			
諸資産	1,300	諸負債	500
B社株式	700	資本金	1,000
		利益剰余金	500

B社（子会社）			
諸資産	1,000	諸負債	200
		資本金	700
		利益剰余金	100

1. 吸収合併存続会社である親会社A社の仕訳

親会社A社が子会社B社から受け入れる資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上します。

親会社A社が合併直前に保有していた子会社株式の適正な帳簿価額とB社から受け入れる資産及び負債との差額は、特別損益（抱合せ株式消滅差益）に計上します。

(借)	諸資産	1,000	(貸)	諸負債	200
				B社株式	700
				抱合せ株式消滅差益	100

2. 合併後のA社貸借対照表

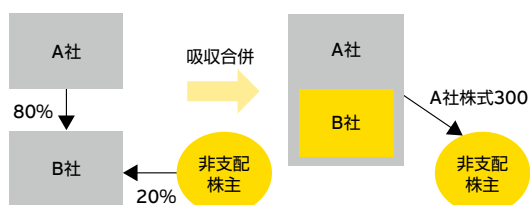
合併後のA社貸借対照表は次のようになります。

A社（親会社）			
諸資産	2,300	諸負債	700
		資本金	1,000
		利益剰余金	600

Ⅲ 親会社の子会社を吸収合併した場合 (非支配株主が存在している場合)

▶ 設例

- ▶ A社はB社の発行済株式総数の80%を保有している。
- ▶ 吸収合併存続会社をA社として、A社はB社を吸収合併した。
- ▶ A社はB社の非支配株主に新株300を発行した。



<合併期日前日の貸借対照表>

A社（親会社）			
諸資産	1,300	諸負債	360
B社株式	560	資本金	1,000
		利益剰余金	500

B社（子会社）			
諸資産	1,000	諸負債	200
		資本金	500
		利益剰余金	300

1. 吸収合併存続会社である親会社A社の仕訳

親会社A社が子会社B社から受け入れる資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上することになります。

親会社A社は、子会社B社の株主資本を合併期日直前の持株比率に基づき、①親会社持分相当額と②非支配株主持分相当額に按分し、次のように処理します。

(1) 親会社持分相当額

親会社A社が合併直前に保有していた子会社株式の適正な帳簿価額と、B社から受け入れる資産及び負債との差額は、特別損益（抱合せ株式消滅差益）に計上

します。

親会社持分相当額（80%）

(借)	諸資産*1	800	(貸)	諸負債*2	160
				B社株式	560
				抱合せ株式消滅差益	80

*1 B社諸資産1,000×80%

*2 B社諸負債200×80%

(2) 非支配株主持分相当額

取得の対価と非支配株主持分相当額との差額は、その他資本剰余金として計上します。

非支配株主持分相当額（20%）

(借)	諸資産	200	(貸)	諸負債	40
	資本剰余金（その他資本剰余金）*1	140		資本剰余金（その他資本剰余金）*2	300

*1 取得の対価と非支配持分相当額との差額300-160

*2 新株発行による増加資本300については、払込資本の増加（資本金又は資本剰余金）として処理する。資本金、資本準備金、その他資本剰余金のいずれを増加するかは、会社法の規定に基づき決定する。ここでは資本剰余金（その他資本剰余金）の増加とする。

2. 合併後のA社貸借対照表

合併後のA社貸借対照表は次のようになります。

A社（親会社）			
諸資産	2,300	諸負債	560
		資本金	1,000
		資本剰余金	160
		利益剰余金	580

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他に次の項目などの解説を行っています。

わかりやすい解説シリーズ「企業結合」（平成25年改正基準）

第1回：共通支配下の取引等の会計処理（吸収合併）

第2回：共通支配下の取引等の会計処理（事業譲渡及び会社分割）

第3回：共通支配下の取引等の会計処理（株式交換）

第4回：共通支配下の取引等の会計処理（株式移転）

第5回：共通支配下の取引等の会計処理（子会社同士の吸収合併）

続きをご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting